

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第51号

園は法律上うるさくないと判断が出てます：近隣住民への過度な配慮は園児のためにならない！過度な要求は園の財産権への不当な侵害である！

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々な相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表
園を護る顧問弁護士として、
全国の園をサポートしながら、
各地で研修・講演活動や
園向けの著作活動を行っている。
株式会社チャイルド社
代表取締役社長
株式会社幼保経営サービス
取締役副社長



弁護士 保育士
おもちゃコンサルタント
柴田 洋平

Q

uestion

うちの園では、近隣の方からの職員・園児の声がうるさい、というクレームを受けて、換気などのために窓を開けたいときに開けられなかったり、園庭で遊ぶ時間を短くしたり、園庭では大声は出さないように遊ぼうと指導したりしています。これって普通のことですか？

A

nswer

近隣住民からのクレームがあつての相談としてよくある話です。残念ながら、過度な対応となり、教育・保育活動が不当に制限されている状態が多いです。園の貴重な財産である園舎・園庭を、適法に（普通に）使用して、園児たちの教育・保育活動を再開・優先すべきです。

1. 配慮は必要だが限定的なものでよい！

どのような類型であれ、園はその土地でこども達の教育・保育を行うことが公に求められており、園舎・園庭はそのための貴重な資源・リソースであるとともに、法人・園の重要な財産の1つです。

憲法29条にも、私人が持つ財産について、財産権はこれを侵してはならない（第1項）、財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律で定める（第2項）、と定められています。すなわち、違法な形式・方法でなければ、アナタのものは自由に使ってよい、ということです。

園にとって、利用者は園児の成長とともに入れ替わっていく一方で、園は簡単には移動できませんので、近隣住民の方とは、利用者以上に長い付き合い・関係になるのが通常です。園から出る音や利用者の送迎、様々な催しなどで近隣住民の生活へも影響（必ずしも「迷惑」だけとは考えません）を与えるものですから、一定の配慮はすべきでしょう。

園設置時の話し合いで防音壁を設けたり、園の窓を二重窓にしたり、スピーカーの配置・向きを調整したり、行事の際の音量を落としたり、とできることはあるでしょう。



answer (後半)

他方、日常的に園庭の利用時間を制限したり、職員・園児の一般的な使い方を抑制したりするような教育・保育活動の縮小・制限となるような対応は過度な対策と考えます。後述の通り、園の騒音トラブルで園が敗訴した事例は確認できず、住民が敗訴した例は多数ある状況です。こどもたちの教育・保育という公の目的のためにある園舎・園庭という財産を、一部の近隣住民のために適法に使用できていないのです。それは園の採るべき「こどもの最善の利益」になってない状態といえます。ぜひこの機会に考えなおしましょう。

仮に、既に対応したことがあっても、園の過度な配慮を続けなければならないものでもありません。運用を変更しましょう。

2. 裁判でも住民敗訴判断が続いている！

過去に園が近隣住民から騒音で裁判を起こされたケースは多数存在します。東京都練馬区や神戸市の事例が有名ですが、要点を以下のように整理します。

- 保育所や幼稚園の音がこどもの施設・公的な施設だとしても特別扱いされるわけではない
- (他の騒音問題と同様に) 園から発する音が近隣住民の「社会生活上の受忍(＝我慢)すべき限度を超えているか」、で判断したケースが複数ある
- (詳細は別として) いずれも、受忍すべき限度を超えてない、と判断され、園側が勝訴、近隣住民側が敗訴した(よって近隣住民が求める防音対策はしなくてよいという結論)
- 「〇db(デシベル)を超えたらダメ・越えなければよいなどの単純な基準はなく、音の大きさだけでなく、時間・頻度・時間帯・周辺環境・生活への影響の内容/程度・防音対策の内容などで総合的に判断されている

という点です。そして裁判というのは、裁判を起こした人(＝近隣住民)が、自分が「受忍限度を超えた被害を受けた」ことを証拠とともに証明しなければなりません。

私の調べた限り、裁判で、園の騒音問題に上述の内容を超えて、こうしてはいけない、というような明確な基準が示されたケースはなく、園が負けたケースも確認できません。裁判となったケースが特別うるさかった、ということも考え辛いです。

日本のどこかで、園が敗訴した事例が生まれニュースになる日まで、先生方は園児の最善の利益のために、萎縮せずに園の財産たる園舎・園庭を使いきるにはどうすればよいか考えるべきです。これ以上の配慮・対応を考えるよりも、近隣住民の不当な要求に応じて、子ども達・保育者に無用の我慢をさせているかもしれないことを反省し、改めなければならないのです。



3. 萎縮せずに園舎・園庭を使おう！

園には園舎・園庭を使ってしっかりと教育・保育活動をする責任があること、近隣住民への配慮は必要だとしてもそれが過剰な要求・対応になっているケースが少なくないこと、を理解し、今の取り組みが真に適切なものとなっているか確認してください。

近隣住民と衝突するのが怖くてその一手が取れない、という園があれば、レーヴ法律事務所まで遠慮なくご相談ください。適切な園舎・園庭の使用ができるようお手伝いさせていただきます。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士/保育士 柴田 洋平

■弁護士 板垣 義一

■弁護士 今西 淳浩

■弁護士/公認会計士 中谷 健二

■弁護士 千葉 祐樹

TEL: 03-5336-3390

Email: reve.info@reve-law.jp

HP: <https://www.reve-law.jp/>

